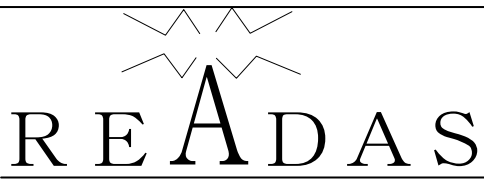


第 6002 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月20日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

海外旅行者が出国するときの物品の輸出免税

Q：日本を出国するときの物品には消費税がかからない場合があるそうですが、どのような場合なのでしょうか？

A：次のような場合です。

【解説】

海外旅行などで日本を出国する居住者（海外旅行者）が出国の際に携帯する物品について、次のすべての要件を満たす場合には、消費税が免税（輸出免税）となります。

- ①その物品が輸出物品販売場で購入したものであること
- ②その物品が渡航先における贈答用として出国の際に携帯し帰国もしくは再入国に際して携帯しないことの明らかなもの又は渡航先においてその海外旅行者が2年以上使用もしくは消費するものであること
- ③その物品の1個当たりの対価の額が1万円を超えるものであること
- ④②の要件を満たすものであることにつき、海外旅行者が作成した誓約書を輸出物品販売場を営む事業者が保存すること
- ⑤海外旅行者が輸出したことにつき税関長が証明した「輸出証明書」を輸出物品販売場を営む事業者が保存すること

なお、この取扱いにより消費税が免除された海外旅行者が、出国から2年以内にその物品を携帯して帰国した場合は、その海外旅行者にその物品を販売した事業者について免税が取り消され、その事業者から消費税を徴収することになります。

